

ふるさとの「復興」とは何か

——避難を終えてなお残る被害に抗う

関 礼子

はじめに——避難を終えてなお残る被害

- 1 避難指示解除後の「ふるさと」
- 2 「風土の利」を奪われた地域
- 3 復興事業とレジリエンスの取奪
- 4 スマイル&クリエイティブ

おわりに——抗いの軸としてのセルフガバナンス

はじめに——避難を終えてなお残る被害

福島原発事故がもたらした甚大な被害は、時間の経過に従って不可視化されてきている。この不可視化は、電力生産地である「地方」＝「福島」の被害を全国的な問題から切り離し、放射能のリスクや原発事故がもたらす地域社会への打撃を「福島」の問題に矮小化することから始まった（藤川 2023）。避難指示の解除と住民の帰還促進策に伴い、福島原発事故に対する世論の関心も急速に遠のいてきた。被害の訴えは復興を妨げる「風評加害」だという空気さえも醸成されつつあるのが現状だ。

朝日新聞社のアンケートによると、原発再稼働に反対する割合は2022年に50%を割り込み、23年に反対と賛成が逆転、24年は賛成が50%である⁽¹⁾。学生の大半は「事故を知らない大学生たち」となり（高橋 2022：v）、福島大学の学生を対象とした調査でも原発事故に関する知識の低下が指摘されている⁽²⁾。

除染土壌の「再利用」やALPS処理汚染水の海洋放出など、福島原発事故由来の諸問題に対する国民的な議論も低調となり、原発事故被害がもたらす損害や社会的損失についての議論が進まぬまま、老朽原発再稼働・新增設などの方針が法制化された⁽³⁾。

他方で、東京電力（および国）の責任をめぐる裁判は、なおも続いている。東京電力は、裁判の

(1) 2024年2月20日付『朝日新聞』。

(2) 2023年12月27日付『朝日新聞』。

(3) 2023年制定のGX推進法やGX脱炭素電源法。GXは「グリーントランスフォーメーション」を意味する。環境経済学の大島堅一は、GX推進法が原子力開発推進のための法、GX脱炭素電源法が原子力産業の救済のための法になっていると指摘する（大島 2024）。

なかで、原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）の中間指針に基づく賠償を実施している、復興や住宅再建が進んでおり、中間指針に示されていない被害の賠償責任はないと主張してきた。2022年3月に最高裁決定で7事件⁽⁴⁾の高裁判決が確定したのを受け、原賠審は同年12月20日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」（第5次追補）を示したが、原発事故被害の全容はなおも十分に認知されていない。後続の裁判では、早くも第5次追補を超える原発事故被害の存在が認められている。そのひとつが福島県伊達郡川俣町山木屋地区の住民による山木屋訴訟仙台高裁判決（2024年2月14日）である。

本稿は、山木屋地区のバナキュラーな文脈から、避難を終えてなお残る不可逆の「ふるさと剥奪」被害について論じ（第1節～第2節）、復興事業が「ふるさと剥奪」被害の埋め合わせにはならないことを指摘する（第3節）。では、剥奪された「ふるさと」のなかで、「生の復興（reconstruction of life）」⁽⁵⁾はいかに可能になるのか。原発事故前の山木屋のエートを接ごうとする営為から、自己と地域のセルフガバナンスに着目し、発災事後における自治の重要性について指摘したい（第4節）。

1 避難指示解除後の「ふるさと」

法学者の末弘巖太郎は、「農村のことは先ず農民自らに聴かねばならぬ」と、当事者理解の重要性を説いた（末弘1988：137）。生活環境主義は、生活者の立場から問題解決のパースペクティブを見出そうとしてきた（鳥越1997）。子どもの安全を守るために安全工学が子どもの目線を重視し、バリアフリーを実現するために都市工学や建築学が高齢者や障害者に視点をあわせるのは、当事者に見えているが他者には見えていない事柄を見るためである。同様に、被害を見るには被害者の視点にたつことが必要になる（関2018a）。

そこで、ここでは川俣町山木屋地区（以下、山木屋）の概要を確認したうえで、当該地域における「ふるさと剥奪」被害がどのようなものであるかを示していこう。

(1) 寒冷高地・自然村の「100年の計」

川俣町山木屋地区（以下、山木屋）は、阿武隈高地に位置する中山間地域である。山木屋を走る国道114号線（富岡街道）は、西は川俣町小綱木を通過して福島市に、東は浪江町津島を抜けて浜通りに至る。中心部には、幼稚園、小学校、中学校、役場出張所、駐在所、郵便局、八坂神社、真福寺（曹洞宗）があり、住民の基本的な生活ニーズを満たすことができた。

1955年に町村合併して川俣町^{やまきや}山木屋になる以前は、安達郡^{やまこや}山木屋村。近世から続く自然村であった。小学校創立百年記念誌『山木屋——教育百年と歴史』（山木屋小学校創立百年祭記念誌編集委

(4) 生業訴訟、群馬訴訟、千葉訴訟、愛媛訴訟、福島原発避難者訴訟第1陣、「小高に生きる」訴訟、中通り訴訟。

(5) lifeは生命・生活・人生を意味する。その全体性の回復を「生活（life）の復興」（関2013）、「生活（life）のための復興」（関2015）と表現してきたが、各地の裁判判決が、「ふるさと」を「生活基盤」や「地域生活利益」と狭く捉え、「生活」からlifeの全体性を欠落させてしまう傾向にあったため、ここでは「生の復興」と表記した。

員会 1976) は、この百年史を「自然と不当の行政に虐げられた山村教育の白書であり、へき地住民のささやかな抵抗の歴史」(梅宮 1976) と記した。

風の通り道となる台地に山木屋はある。気象条件は厳しく、しばしば「やませ」による冷害が生じたが、1960年代半ばから「風土に即した変容」(山木屋小学校創立百年祭記念誌編集委員会 1976: 172) を遂げていく。道路整備や田畑の基盤整備事業が行われ、「山木屋方式」の教育(視聴覚教材を利用した話し合い学習)も高い評価を得た。

「山木屋の未来は明るい。将来性が約束されている。可能性を多分に秘めた地域である」と評された山木屋は(同上: 173)、その後も独自の地域づくりを進めてきた。1978年に学校と地域住民が一体になって始めた森づくり活動は、1990年に第8回朝日森林文化賞奨励賞を受賞した。寒冷な気候を利用して1984年から田んぼにつくられた「絹の里やまきやスケートリンク(田んぼリンク)」は、国体選手を何十人も輩出した。2000年代になると、山木屋の若者たちは「山木屋太鼓」で地域を元気づけた。

風土の自然を活かした産業を形成し、葉タバコやトルコキキョウなどの花卉栽培、酪農や畜産など、風土に適した農業を営み、自動車部品製造の傍ら、北海道産大豆で納豆製造をする個性的な会社も生まれていた。

そのような地域が、福島原発事故によって、剝奪されてしまうのである。緑の少年団や田んぼリンクの活動に尽力していた人は、次のように述べた。

現実的に、国づくりは人づくりで、100年の計です。都会にあこがれる子どもではなく、山木屋から外に羽ばたいていく子どもを育てたかった。山木屋の子どもは、僕らのときは山ザルと言われました。川俣の高校に行っても、僕は山ザルと言われた。胸を張って山木屋出身だと言えるようにしたいと、緑の少年団をつくり、子どもたちを山に連れていったり、ソバ打ちをしたり、食の安全の話をしたりしました。緑の少年団は何度も日本一になっているし、田んぼリンクからは53人くらい国体にスケート選手出したり。

家業を犠牲にしても、人づくりをやってきたんです。私の半生は何だったのか。⁽⁶⁾

(2) 継続する被害と責任の所在

原発事故から1か月余り後に、山木屋は隣接する飯舘村、浪江町津島地区などととも、計画的避難区域に設定された(表1)。浪江町や飯舘村は全域が避難指示区域になったが、川俣町の避難指示区域は山木屋のみで、避難者は川俣町内の仮設住宅に集住するか、町内外の借り上げ住宅で避難生活を送ることになった。仮設住宅の入居にあたっては、行政区のつながりを考慮して、行政区単位での入居が進められた。2013年に避難指示区域が見直され、山木屋は避難指示解除準備区域と居住制限区域に再編されたが(図1)、避難指示解除は2017年に一括して行われた。

避難指示解除までに、山木屋では2つの裁判が提訴されていた⁽⁷⁾。ひとつは原発事故による自死(自殺)事件である。山木屋に一時帰宅したHWさんの焼身自殺(2011年7月1日)について、遺

(6) 2018年10月29日ヒアリング、HOさん。

(7) 裁判の概要・資料は、福島原発被害弁護団HP(<https://www.kanzen-baisho.com/hinansha>、最終閲覧2024年6月10日)、判決文はLEX/DBインターネット(文献番号25504617、25569539、25598797)を参照のこと。

表1 原発事故後の川俣町山木屋地区の状況

年/月/日	事 項
2011.03.12	川俣町が双葉町長、浪江町長からの避難受け入れ要請で事故発生を認知。
04.10	山木屋地区を計画的避難区域にすると国より川俣町に通告がある。
11	山木屋地区が飯館村などとともに計画的避難区域に指定されると政府が発表。
16	計画的避難区域の山木屋住民に対して国より避難の説明がある。
18	幼稚園児と小中学校の生徒・児童約100人が川俣町中心部にバス通学。幼稚園や小学校の空き教室などで保育や授業を受ける。町が健康に配慮して実施。
22	山木屋地区が計画的避難区域に設定される。
26	妊婦や乳幼児のいる30世帯に川俣町が説明会。一時避難所として町営住宅を準備。
05.22	山木屋地区が計画的避難開始（約360世帯約1,250人が対象*）。
07.01	山木屋に一時帰宅の女性、焼身自殺（自死）。
2012.03	川俣町が復興計画を策定。
05.18	焼身自死した女性の夫らが東電を相手取り福島地裁に損害賠償請求訴訟を提起。
2013.07	川俣町が第2次復興計画を策定。
08.08	避難指示区域の見直しにより、山木屋地区は乙第8区が居住制限地域、その他は避難指示解除準備区域に再編される。
12.26	避難者訴訟第2陣提訴（後に第2陣山木屋、第2陣相双に分離）。
2014.07	第2次復興計画を一部改訂。
08.26	焼身自死の損害賠償請求訴訟の福島地裁判決。自死と原発事故との因果関係を認める画期的なもの。東電は控訴せず判決確定。
2015.08.31	避難指示解除に向けた準備宿泊の開始。
2016.01.31	5年ぶりに「絹の里やまきや田んぼリンク」が復活。
03.29	「川俣町山木屋地区除染等に関する検証委員会報告書」が山木屋の「放射線被ばくは健康影響が懸念されるレベルにない」と評価。
2017.03.31	山木屋地区の避難指示が解除される。
07.01	山木屋地区復興拠点商業施設「とんやの郷」オープン。
10.01	7年ぶりに三匹獅子舞が復活。
2018.04.05	山木屋小中学校開校式。7年ぶりに山木屋で小中学校が再開される。
2019.03.31	山木屋小学校、再開1年で休校。
2021.02.09	避難者訴訟第2陣山木屋地裁判決（福島地裁いわき支部）、控訴。
2024.02.14	避難者訴訟第2陣山木屋高裁判決（仙台高裁、確定判決）。

註：*の世帯数と人数は出所により数字が異なるため、おおよその数として示した。

出典：東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（2012）、川俣町役場総務課消防交通係（2014）、朝日新聞、福島民報、福島民友より作成。

図1 山木屋地区の位置と避難指示区域の再編状況（2013年8月8日時点）



出典：福島民報 2013年7月27日（http://www.minpo.jp/pub/topics/jishin2011/2013/07/post_7744.html，最終閲覧日 2018年10月3日），経済産業省 HP（http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/130807/130807_01c.pdf，最終閲覧日 2023年5月10日）をもとに作成。

族は自殺の原因が福島原発事故にあると東京電力を訴えた（2012年5月18日提訴）。避難者に対する差別と偏見のバッシングが顕在化し（高木 2023）、「原発事故で死んだ人はいない」、「最後は金目でしょ」という政治家の発言が飛び出すなかで（関 2018b：82-83），裁判は争われた。

福島地裁は「密接な地域住民とのつながりを持ち，そこで家族を形成し，その家族の安住の地となった山木屋の地に居住し続けたいと願い，そこで農作物や花を育て，働き続けることを願っていた」HWさんにとって，「生活の場を自らの意思によらずに突如失い，終期の見えない避難生活を余儀なくされたことによるストレスは，耐え難いものであったことが推認される」，山木屋で生活することは「法的保護に値する利益」であると判示した（2014年8月26日福島地裁判決）。避難を余儀なくされた住民の深刻かつ継続的な精神的被害を認めた初の司法判断は，確定判決となった。

いまひとつは，2013年に提訴された福島原発避難者訴訟第2陣（山木屋訴訟）である。原告は最終的に324人81世帯（继承人を含む）となった。東京電力の責任と，「ふるさと剥奪」その他慰

謝料を求めたのに対して、福島地裁いわき支部判決（2021年2月9日）は、東京電力の加害行為の悪質性を認めなかった。「ふるさと」の損害を認めながらも、東京電力の「賠償を払い過ぎである」という主張（弁済の抗弁）に引きずられ、避難慰謝料と「ふるさと」損害には重なり合う部分があるとして、超過分の既払いの慰謝料を差し引いた損害額を認容した。

原告らはこの判決を不服として控訴した。高裁では、東京電力の事故発生の加害責任と、避難による被害とは異なる、「ふるさと剝奪」損害の有無が争われた⁽⁸⁾。

2 「風土の利」を奪われた地域

原発事故で奪われた「ふるさと」とは、人や自然とのかかわり、人と人とのつながり、その永続性や持続性が三位一体になった場所である（関2019）。かかわりとつながりが生活や文化、歴史や伝統として編み込まれた場所で、そこに生きる人々がかかわりとつながりを編み足しながら、生活や文化、歴史や伝統を継いでいく場所である。また、「ふるさと剝奪」とは、＜加害－被害＞関係を前提とした概念であり、曖昧で主観的な被害感覚ではなく客観的に示しうる実被害を指す。その被害は不可逆で、避難指示が解除されて帰還したとしても、以前のような山木屋はない。避難を終えてなお続くのが「ふるさと剝奪」被害である。

(1) 戻りたくて戻ったが「ふるさと」はなかった

では、山木屋の「ふるさと剝奪」被害とは、どのようなものであるのか。山木屋では、田んぼリンクの再開や、伝統行事の三匹獅子舞の復活、小中学校の再開など、「山木屋復興」の話題にも事欠かなかった。だからといって、住民が「ふるさと」を取り戻し、復興への途を歩んでいると捉えるのは表層的である。

たとえば、避難指示解除に先立って、2016年に復活した田んぼリンクに、「山木屋の子ども」は戻ってこなかった。

山木屋の子ども、小・中学生はスケートクラブに入って、スケートをして、大人は交代で毎日集まって、リンクの雪をはいて、男の人は水を撒きながら一杯やったりして。(略)震災前は賑わいがありました。(略)震災後(略)以前みたいにスケートに協力する人もいなくて。復興していないのに、山木屋の子どもは滑らないでしょう。マチの小学校の子どもだけ滑りにきていて。いまま山木屋の子どもたちは田んぼリンクに参加していないんじゃないかな。⁽⁹⁾

江戸時代から、戦時中でも絶えることなく八坂神社に奉納されてきた豊作祈願の三匹獅子舞は、原発事故避難で中断し、避難指示解除後に7年ぶりに再開したものの、大きく様変わりした。山木屋では道具の保管や練習場所の提供をする「宿」制度があり、「宿」を引き受けることは名誉なことでもあったが、復活しなかった。

(8) 2024年2月14日の仙台高裁判決は、いずれも原告の主張を認めた。

(9) 2018年12月18日ヒアリング、KEさん。

表2 山木屋の園児・児童・生徒の在籍者数の推移（単位：人）

	幼稚園			小学校							中学校				合計
	4歳	5歳	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	
2010（平成22）年度	6	6	12	10	10	8	17	15	10	70	6	11	12	29	111
2011（平成23）年度	5	5	10	6	10	10	8	16	15	65	10	4	10	24	99
2012（平成24）年度		5	5	6	5	10	10	8	16	55	13	9	4	26	86
2013（平成25）年度	休園			5	6	5	10	10	8	44	14	13	9	36	80
2014（平成26）年度	休園				6	6	6	10	11	39	6	14	12	32	71
2015（平成27）年度	休園					6	6	6	10	28	10	6	14	30	58
2016（平成28）年度	休園						6	5	6	17	7	10	6	23	40
2017（平成29）年度	休園							5	5	10	3	7	10	20	30
2018（平成30）年度	休園								5	5		3	7	10	15
2019（平成31）年度	休園			休校									3	3	3

出典：川俣町の資料による。

本来、宿というのは無くしてはならないはずなんです。獅子頭とか太鼓とか、（略）箱からちゃんと出して床の間にお飾りして、ご飯と水をお供えする。それが宿のしきたりだった。（保管するだけでは）神様じゃなくなってしまう。⁽¹⁰⁾

上組、下組の2つの獅子団があったが、踊りを継ぐ「山木屋の子ども」は減少の一途を辿った（表2）。山木屋幼稚園から山木屋小学校、山木屋中学校へという進学パターンが崩れ、2011年度に入園した5名を最後に幼稚園は休園、この5名が小学校に入学・卒業すると小学校は休校になった。仮校舎から山木屋の校舎に戻って、僅か1年であった⁽¹¹⁾。

事故が無くても過疎になっていくのは確かだったかもしれないけれど、こんなにいっぺんに老人だけになることはなかったでしょう。徐々に人が減っていくのではない。（略）老人だけ戻らなければ戻って、若い人は仕事をしなくてはならないから戻らない。原発事故は地域、壊しちゃったね。若い人を見ることはめったにないですよ。⁽¹²⁾

山木屋に帰還したのは高齢世帯がほとんどで、子どもがいる世代は世帯分離して避難先に留まった。帰還者の多くは、自分たちが山木屋の最後の代になるかもしれないと感じながら生活してきた。

（2）子どもを守ることと地域の役割を果たすこと

2011年3月11日現在の住民基本台帳によると、山木屋の住民は1,252人（364世帯）であった（山木屋地区自治会2023：7）。避難指示解除から1年余りで帰還者は300人を超えたが、その後は

(10) 2019年3月20日ヒアリング、GKさん。

(11) 中学校は川俣町教育委員会の奮闘により生徒が集められて休校を免れた。生徒はスクールバスで町外から山木屋に通学している。

(12) 2022年3月10日ヒアリング、KKさん。

表3 計画的避難区域指示から避難まで

2011.04.10	・福山内閣官房副長官，細野内閣総理大臣補佐官，松下経済産業副大臣来町し，山木屋地区の計画的避難区域の設定について説明。
04.11	・枝野内閣官房長官は新たに計画的避難区域（山木屋地区を含む）を公表。
04.12	・山木屋の幼稚園，小・中学校の一時避難移転について，方針案を作成。 ・幼稚園は川俣南幼稚園，小・中学校は川俣南小学校を仮校舎とすることを決定。 ・山木屋地区の計画的避難区域設定について，山木屋地区自治会長，行政区長に説明。 ・国は福島第一原発事故のINES暫定評価を「レベル7」に引き上げ。
04.16	・福山内閣官房副長官，平野内閣府副大臣，松下経済産業副大臣来町し，山木屋地区の計画的避難区域の設定について山木屋地区住民に説明。
04.18	・山木屋地区の幼稚園，小・中学校の子ども101人が仮校舎までバス通学を開始。 ・保護者の要望により約20人の子どもたちが町合宿所に避難。 ・山木屋地区の事業者向けに，計画的避難区域設定を説明。
04.22	・国は山木屋地区に原子力災害対策特別措置法に基づき計画的避難区域を指示。
04.26	・山木屋地区の乳幼児，妊婦世帯向け説明会を開催。
05.01 ～03	・山木屋地区計画的避難指示に伴う地区説明会を山木屋地区各集会所において開催。
05.14 ～15	・山木屋地区計画的避難説明会を山木屋地区各集会所において開催。
05.22	・山木屋地区住民の避難開始。
06.26	・農村広場仮設住宅（160戸）への入居開始。
07.15	・体育館仮設住宅（40戸）への入居開始。

出典：川俣町役場総務課消防交通係（2014：10）による（一部改変）。

横ばいとなった。2023年3月現在の人口は669人（282世帯），うち居住者は332人（160世帯）である。ざっくり言えば，13年間で住民基本台帳上の人口は半減し，山木屋の居住者は4分の1になった。

若い世代が戻ってこないのは原発事故が原因である。山林の除染もないまま帰還することへの不安，転校による子どものストレス，避難先で得た職を手放すことによる家計への影響など，長期間の避難は帰還を難しいものにした。

分家で4代目となるTKさんは，牛の世話や春の作付けの準備を続ける多くの住民と同様，原発事故後も苗づくりの作業を続けていた⁽¹³⁾。30キロ圏外にある山木屋が計画的避難区域になるとわかったのは，原発事故から約1か月後の4月10日，福山内閣官房副長官らが川俣町を訪れた時である（表3）。4月22日の避難指示区域の指示を待たずに，山木屋の子どもたちを町内の仮校舎にバス通学させることになり，5月22日から計画的避難が始まった。

TKさんは家族と川俣町の仮設住宅に入り，避難中も消防団や山木屋パトロール，地区連絡員などを続けていた。だが，その年の11月，当時，小学生だった息子が受けたホールボディカウンターの数値が，「高いねえ。山木屋で2番目に高いねえ」と言われ，ショックを受けた。

(13) 以下は2019年9月11日，10月23日ヒアリング，TKさん。

地区の連絡員をしていて逃げられなかった。年寄りだけの家もあったし。連絡員なんてぶん投げて、逃げればよかった。

人間が対処できるような範囲を超えた犯罪だと思うんです。見えもしない、においもしない、手に取ることもできない。そういうものには対処できないよね。

山木屋も、ホットスポットに近づかないとかすれば、大丈夫だと思った。

子どもを被ばくから守るために、すべての役をやめて、川俣町内の仮設住宅から福島市に再避難した。再避難は、「家族のためにしたことだから後悔はない」。だが、「あの人だけ逃げている」と言われて苦しんだ。人間関係が悪化した。精神的に病んだ。脳血栓にもなった。震災後の状況が現実とは思えなかった。「これ、夢だよ」という状況にけじめをつけるため、山木屋の家は解体した。それでも、前に進めない状況が続いてきた。

2019年3月3日、TKさんは父親を亡くした。葬式は家族葬で行った。避難前後の混乱した時期であればともかく、避難指示解除後に家族葬を行うのは、「山木屋とは一線を引く」という意味を持っていた。

いろいろありすぎたので、家族葬にすることにした。親戚にも手伝ってもらってね。そっちのほうがいいかな、と。うちが呼ばなければ(山木屋とのつきあいは)終わりかな。終わってもいいかな、と。

家族葬は、故人を親戚や地域が総出で見送る従来の葬送儀礼とは大きく異なっていた。葬儀の形態の変化に、山木屋の人間関係がほつれていく状況が見え隠れする。世代を超えて受け継がれてきた関係性・共同性の分断である。

山木屋のように共同性が強い地域では、住むことは農作業、水の管理など共同作業を担い、消防団や行政区の役割を担い、地域の自治と運営にかかわることである。だが、避難指示解除後は、消防車はあっても山木屋に住む消防団員が少ない、区長がなかなか決まらないなど、さまざまな自治の困難が生じた⁽¹⁴⁾。「山木屋の子ども」とともに、地域にかかわる親世代がそっくり抜けてしまったからである。原発事故は、子どもを守ることで、地域で役割を果たしながら住まうことが、両立できない状況を生み出していた。

(3) 不可逆の「ふるさと剝奪」被害

「ふるさと」とは、人と自然とのかかわり、人と人のかかわり、その持続性や永続性を意味する。「ふるさと」の空気、水、土壌が被ばくりスクとなり、子どもを住ませたくないという状況自体、原発事故は人と自然とのかかわりを阻むものだった。地域の中核だった親世代や後継世代の子どもたちが抜けてしまうことは、人と人のかかわりを削ぎ、山木屋が注力してきた地域教育の優位性を失うことである。

風土を活かし、山木屋を誇れる人づくりに挑み、「行政から疎外された山村辺地」(梅宮 1976)

(14) 人口減少は選挙における票の減少となるため、将来的に山木屋の発言力が低下する懸念もある。

から離陸してきた山木屋の原動力は、風土を最大限に活かした地域をつくり、人を育てることにあった。

人々は、寒冷高地という条件不利地をプラスに転換し、風土に適した生業を創意工夫しながら形成してきた。自然農法や有畜農業、山地酪農、低農薬有機農法といった、自然の摂理にみあった生業も展開されてきた。山の木の葉の発酵熟を利用したタバコの苗づくり、牛糞堆肥による土づくり、敷き藁を利用した畜産など、農畜産連携による自然循環型農業も展開されていた。

しかしながら、除染されなかった山野、除染によって表土を剥がれた田畑、土地を受け継いでくれる後継世代の不在は、震災前の「風土の利」を奪い取り、人と人との結びつきをやせ細らせた。「結の心があったふるさと山木屋」（後掲の表4）の互助や共助、山木屋らしい地域づくりを可能にした自治の精神も、原発事故によって打撃を受けた。

農畜産業の再開困難は、地域の永続性や持続性を象徴する伝統行事や民俗行事にも影響を及ぼす。山の神は春になると田の神になり、収穫を終えると山の神になり、その実態は先祖であるという（柳田1990）。農業を主生業とし、里山の利用や狩猟が行われてきた山木屋では、山の神・田の神や氏神信仰が引き継がれてきた。祖先を尊び、氏神を祀り、農事暦で集落の人が一体になって拝み講や祭を行い、最小単位の自治を担ってきた。だが、事故後に再開されなかった拝み講や小さな祭に、復活の見込みはないと考えられている。

たとえば、3区にある羽山神社（羽山様）は、牛をたてている人の講で、農業の機械化に伴って一度は途切れたものの、ある人が参道の草刈りをしたことを契機に、畜産関係者が祭を復活させた。しかし、羽山神社は除染が行われずに放置され、参道は草ぼうぼうで、もはや神社に行くこともできない⁽¹⁵⁾。

5区には、震災前に八万様（集落の氏神様）、雷神様、田の神様、山の神様、羽山様、大日様などがあり、拝み講の時には重箱を持って集まり、酒を飲んで集落の運営や農作業の状況など、会話も弾んだものだった。家の裏手に八万様の石段があるNWさんは、山木屋に帰還後、「神社があるのに何もやらないのも悪いなあ」と、正月には門松をたてお幣束をあげてきた。参道は荒れが目立ち、鳥居も傾いている。以前なら集落で修理しただろうが、「みんな歳をとって、山に登るのも大変だし、自然消滅だなあ」と言う⁽¹⁶⁾。

山にのみ込まれつつある民俗の神々が教えるのは、山とつながる循環型農業が成り立たず、生業や祭りごとを通したつながりも原発事故で奪われてしまったということである。先祖代々の家や、そこから分家した新宅、戦後開拓に入った家が、一体になってつないできた歴史や文化は持続困難なところにある。

原発事故は、先祖の思いを継ぎ、子孫に思いを託しながら生きてきた人々の「生きざま」を剥ぎ取り、生活、文化、民俗、伝統の持続性を危機に追いやっている。避難指示が解除されて帰還してなお、「ふるさと剥奪」は現在進行形で続いている。

(15) 2022年3月7日ヒアリング、SHさん。

(16) 2022年3月5日ヒアリング、NWさん。

3 復興事業とレジリエンスの収奪

山木屋の「ふるさと剝奪」被害に対して、東京電力は以下のような反論をしてきた⁽¹⁷⁾。

第一に、住民は住居確保損害の賠償を得て平穏な生活を取り戻しつつあるから「ふるさと」の損害はないという主張である。だが、住宅再建と生活再建を混同すると、「生の全体性」を捉え損ねてしまう。当たり前だが、生活は住宅より大きく、「被害回復の一步とされる『生活再建』はそう単純なものではない（原口 2023：218）。

第二に、地域の変化は常に不可逆で、原発事故がなくとも過疎化が進行したという主張である。だが、100人近くいた「山木屋の子ども」が10年足らずで1桁になってしまうような急激な若年層の減少（表2）を、一般的な過疎化と捉えることには無理がある。

第三に、若い世代が戻らないのは、放射能汚染が原因というよりはむしろ、過疎地から都市への移動を好むからで、避難し続ける人はメリットがあって避難し続けているという主張である。避難による子どものいじめやストレス、就学・就職への影響、離職・転職、家族の世帯分離を経験したうえ、再度、仕事や子どもの通学・通勤先を変え、山林の除染もされていない地域に帰還することがいかに困難かは省みられない。

第四に、復興実感が伴わず、場合によっては帰還者の生活の復興に寄与しない復興事業が行われていても、「行かないより行ったほうが」有意義だという主張である。この点、復興事業がどのようなものであったかを確認していこう。

(1) 復興実感の伴わない復興事業

山木屋の避難者に対する仮設住宅（借り上げ住宅を含む）の供与が原則終了となる2019年3月に、筆者は全帰還者に対するアンケート調査を実施した⁽¹⁸⁾。そのなかで、山木屋の復興について尋ねたところ、復興を「実感している」は3人（6%）、「実感できない」が33人（67%）、「どちらともいえない」が13人（27%）であった。

表4は「ふるさと山木屋と聞いて思うことは何か」を自由回答で尋ねた結果である。早々と帰還した人にとっての「ふるさと山木屋」は、自然が豊かで（No.7, 17, 41, 45）、山木屋太鼓や三匹獅子舞などが自慢の（No.6, 16）、生まれ故郷である（No.4）。そこは人々が、土地を耕しながら、「結の心」で生活を営んできた場所である（No.22, 25, 39, 49）。

原発事故前は「ふるさと」と思ったことがなかったが（No.2）、不便を感じるのには仕方がないとしても（No.13）、若い人が戻らず住民も少なくなり（No.10, 12, 20, 37, 38, 42）、さびしく（No.1）、事故前が懐かしく思い出される場所になった（No.8, 26）。以前の集落のしきたりもなくなった（No.40）。

山木屋は何もできない場所になり（No.5）、山は汚染されたままで（No.44）、人間関係も変化し

(17) 東京電力の「証拠説明書（乙B号証-控訴審4）」（2022年9月9日）。

(18) 「山木屋地区に帰還したみなさまの現状についての調査」。帰還した132世帯への郵送によるアンケート調査。回答数49。回答率37%。

表4 「ふるさと山木屋」と聞いて思うこと

1	せめて原発の前の山木屋に望んでいます。やっぱり原発事故はなかった方がよかったと、いま思います。私の年令のせいでもあるが、山木屋がさみしい。
2	今まで「ふるさと」を思った事がなかった。帰っても以前のおもかげがうすれている。
3	川俣町の1年間の総予算に匹敵の60億円を投入し農業再生を図っているが、我々高齢者はピンと来ないし期待も出来ない。
4	生まれ・ふる里
5	今の山木屋にも出来なくなった地区となった。先は見当せる所。むかしの縄文時代の地、ゴースタウン。
6	山木屋太鼓。
7	自然豊かである。
8	原発事故前の生活がとてもなつかしく思います。
10	若人がいない地区だと思う。
11	実感ない。
12	人口が少なくなったので、戻ってこないから少ない。
13	避難生活をして生活等不便を感じるが仕方ない。
14	原発は安全・安心と言った事は許せない。
16	山菜、三匹獅子舞、盆踊り。
17	緑豊かな農村を取り戻す。
18	数名の人達だけのうるおいになっている。
19	非常に残念である。
20	いまの所人間が少ないので、なに事も。
21	何にも思わない。若い人は帰ってきません。町に家をつくり帰りません。
22	冬の寒さは厳しいけれど、私のまわりの人達はみんな優しくて住み慣れた場所です。
25	ふるさとは今まで培われてきた耕地をたがやし、そこで生活してる人々の姿がみえること。
26	震災前の事を良く考える。思い出すことが多くなった。
27	人は魅力がなければ集まりません。全てが今出発点に戻りました。一からやり直し、もう一度ふるさと作りをすべきです。
28	20年後には滅亡してしまいそう。
32	国道114号線拡幅工事、町道、農道、田のU字溝の入れ替え工事、排水溝等を今現在も工事中ですが、5年後のことはどうなっていくかわからない。
33	空気が良く、静かな所。
37	寒い場所。子供がいない。
38	人家が大幅に減った事。
39	心が暖まる地域です。
40	昔からあった部落のしきたりがなくなった。
41	昔の山木屋の自然に。
42	ふるさと山木屋に戻った人は、老人ばかり。うちでは長男たち2人と私たち4人で暮らしています。孫たちは福島で暮らしています。ひ孫が2人います。
44	人が住んで生活していけるのかかわからない。山はそのまま除染されず汚染された場所。
45	自然。
49	結の心があったふるさと山木屋。

出典：「山木屋地区に帰還したみなさまの現状についての調査」（2019年実施）による。

(No.18), もはや「ふるさと山木屋」の実感はない (No.11, 21)。

復興事業にも期待できず (No.3, 32), 先は「滅亡」か「ゴーストタウン」か (No.5, 28) という残念な状況である (No.19)。だからこそ、「原発は安全・安心と言った事は許せない」(No.14)。こうした回答からは、帰還者が「ふるさと山木屋」を取り戻せたという状況は見えてこない。むしろ、山木屋に帰還したものの、もとの山木屋との落差に向き合わざるをえない状況が示唆されている。

山木屋に帰ったのは、山木屋が自らの本来の居場所（「ふるさと」）であり、自らが根づく場所からだった。だが、原発事故による放射能汚染は、山木屋の暮らしから山を奪ってしまった。「行政から疎外された山村辺地」は風土の自然を活かして発展してきたのであり、風土の自然が奪われてしまえば、山木屋らしい生活は成り立たない。

(2) 山木屋の復興事業

表5は、山木屋の復興事業のリストである。ハード中心のインフラ整備が中心であるが、「ふるさとを守りたい」という人々の意欲を振り回してきた事業も散見される。

主要道路沿いから始まった水田用排水路整備は、仮置場の除染土の搬出や事業の入札不調で順調に進まず、場所によっては、整備が終わってもうまく排水できなかった。コメ作りを決意してから、この事業の完了を年単位で待つ人がいた。

花卉生産施設整備事業（アンズリウム栽培ハウス）は、ポリエステルの培地を用い、コンピューター管理のハウスのなかで、アンズリウムという熱帯の花を育てる。ハウスは一定期間栽培をすれば生産者のものになる。「2020年の東京オリンピックの花にアンズリウムを」という夢も語られたが、新型コロナの流行で需要が低迷したうえ、2021年からの原油高で生産コストは跳ね上がった。「田んぼリンク」ができるくらい寒冷な山木屋でのアンズリウム栽培は、明らかに高コストで、労

表5 山木屋の復興事業リスト

復興発電事業（メガソーラー事業）	7億円
復興拠点商業施設（とんやの郷）	7億5千万円
幼稚園、小中学校改修費（校舎、プールなど）	13億5千万円
粗飼料生産支援事業（牛の餌生産の機械、施設）	22億円
花卉生産施設整備事業（アンズリウム栽培ハウス）	8億5千万円
井戸掘削事業（帰還のための井戸掘り 240戸）	8億4千万円
水田用排水路整備事業（水田の用水路整備）	34億7千万円
農業基盤整備事業（農道など舗装整備）	7億1千万円
町道路整備舗装事業（未舗装道の整備）	11億3千万円
災害公営住宅整備事業（40戸新築）	7億円
木戸道舗装整備事業（帰還者の木戸道舗装）	2億1千万円
家屋解体事業（震災被害家屋解体= 1,100棟）	20億円
合計金額	149億1千万円

出典：川俣町 KK 氏提供資料による。

働にみあう収益はあがっていない。

帰還者のレジリエンスを収奪していくような復興事業は、地域を良くしたいという山木屋の人々の心意気の収奪でもある。山木屋の人々は、「戻ったらこうしたい、ああしたい」と思い描いて避難生活を続けてきた。

働きに出ていた人は、さほど儲からない田畑にも年金をつぎ込んでやってきた。収入があろうがなかろうが、みんなが田んぼをやっているからやるということで、土地を維持してきた。避難後も、戻って何かしたいとか、山を見ていないと落ち着かないとか、自分たちで何かをやりたい、きれいにしたいとか。

農家の人はクリエイターだから、クリエイティブなことをしたい。山木屋から出ていようが、そこで暮らしていようが、守るものがある。そういう気持ちを、補助金を出す側はよく（うまく）利用している。⁽¹⁹⁾

田畑や牧草地など農地の保全管理のため、農事組合法人ヒュッテファームが組織され、粗飼料生産事業を手掛けてきた。アンスリウム同様、一定期間、事業を担えば、大型機械や倉庫などが生産者に譲渡される仕組みである。

長期の避難で農機具を新たに揃えなければならないが、高齢でいつまで農業を続けられるかわからない、後継者もないとなると、新たに農機具を揃えることは現実的ではない。山木屋での農業再開には高いハードルができていた。そうした人々は、口を揃えて、農地は「ヒュッテファームに耕してもらおう」と言う。他方で、事業に導入されたのは大型機械である。比較的広く、アクセスの良い田畑ならば耕作を引き受けてくれるかもしれないが、大型機械が入らない小さな田畑は耕作してもらえない。自身で維持管理できなければ、農地を「山に返してしまう」のもやむなしと諦めざるを得ない。

他方で、ヒュッテファームのメンバーは、復興の力になりたいと粗飼料生産事業に参加を決めた。とはいえ、粗飼料生産は輸入飼料と競合する程度で、高付加価値の農作物ではない。あくまで農地保全のための事業であるから、補助金頼みで利益を期待できない。

牛乳の値段があがっていないのに、粗飼料で採算がとれるか。私からしてみれば、彼らも被害者だ。町のパトロールをやっていれば、山木屋のために何かしたいと思う。山木屋を復興したい。残された時間を使いたい。何とか復興を成し遂げたい。彼らは農地を保全管理しようと思って、補助事業をすることにした。

補助事業は博打だ。震災復興事業は全て農民のためになっていない。避難解除は復興の第一歩で、帰りたい人もいるからと、国土強靱化ならぬ「土建強靱化」で事業が出てきた。⁽²⁰⁾

原発事故で被害を受けた住民が、リスクを背負って、利益の出ない復興事業を担っている。復興事業は、山木屋の人々の声を汲み、レジリエンス（回復力、災害を克服し前に進もうという力）を

(19) 2022年1月20日ヒアリング、KKさん。

(20) 2018年10月28日ヒアリング、KKさん（ヒアリング時未帰還）。

サポートするような「復興」の筋道を描いてこなかった。

こうした状況に対し、2024年の山木屋訴訟仙台高裁判決は、インフラ整備の復興事業が一定の成果をあげているとはいえ、路線バスの廃止、ガソリンスタンドの閉鎖がみられ、花卉生産施設整備事業の復興効果に疑問があり、太陽光発電事業も営農事業や酪農事業の復興と整合性がとれておらず、被害が「不可逆かつ一回的に生じた」と認められると判示した。「ふるさと剝奪」被害が復興事業で相殺されないことが事実認定されたのである。

加えて判決は、ひとたび原発事故が起きれば、「放射性物質の放出、拡散によって、広範な地域の住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、広範囲の環境を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させる」にもかかわらず、合理的な対策をとることなく事故を発生させたことで、「事故そのものは人災ではないかという思いを捨て難いものとなり、被災者らに重大な精神的苦痛を発生させることは明らか」と加害責任の重大性を認めた（判決要旨）。

4 スマイル&クリエイティブ

東京電力の加害責任の重大性が認められ、「ふるさと剝奪」被害が不可逆かつ一回的であり、その被害を「復興」で相殺しえないことが高裁判決で認められた。これにより、いかにして「生の復興」を遂げるかを議論する前提条件が整った。東京電力が主張した、「行わないよりは行った方が有意義な復興事業を、「生の復興」へ転換するためのヒントを、山木屋の関係性と時間軸をつなぐソバ、イチゴ、ブドウから探してみよう。

(1) 「結」でつなぐソバ

避難指示解除後の山木屋では、耕作地を維持するためにソバを作付けする風景があった。ソバは寒冷地で良く育ち、雑草もあまり生えないので手間がかからない。眺めも良い。

花がきれいだから、ソバを作っています。(略) ソバだけ作付けしています。2年作っていますが、売ってはいません。畑の維持が目的だから。畑をきれいにしておいて、息子に渡して（人生を）終えたいですね。⁽²¹⁾

畑があるから、そこに景観作物を作りました。(略) 菜の花を蒔きました。だんだん、菜の花だけではと思って、去年は菜の花の後にソバを蒔いた。畑は除染してあるから、そこにソバを蒔いて、秋に白い花を見ようと思ってね。ソバは白い花がきれいだから、景観作物だな。⁽²²⁾

山木屋にとって、ソバは郷土食でもあった。KKさんは、山木屋の文化や歴史を残し、人と人のつながりを大切にするには、復興拠点施設「とんやの郷」だけでは足りないと考え、「語らい処やまこや」（ソバ屋）を始めた（関 2023：238-241）。ソバは商売というよりも趣味の世界だから、遠

(21) 2019年3月18日ヒアリング、YKさん。

(22) 2019年3月17日ヒアリング、THさん。

くからも人がやってくるだろうし、避難している人も懐かしい味を求めて立ち寄るだろうと考えたのだった。ソバ打ちを川俣町ロータリークラブのメンバーにお願いし、昼の時間帯にだけ店を開けた。

「お世話になった山木屋への恩返し」のため利益を求めずに始めたソバ屋は、徐々に集会所がわりに使われるようになった。老人会や行政区の役員会を行い、弁当のかわりにソバを食べて帰るのである。このことは、避難指示解除後、集会所の維持や管理が困難になった集落の自治を下支えする機能を持ち始めたことを意味している。

他方で、「景観作物」であった山木屋のソバにも変化がみられた。避難中に途絶えた在来種を県の農業試験センターから取り寄せ、「幻のソバ」を復活させようという生産者があらわれたのである。のちに「高原の^{そら}宇宙」と名づけられる在来種のソバである。KKさんは、在来種のソバを提供しはじめた。人が集まる場所が創造されただけでなく、種を蒔くのも、粉に挽くのも、ソバを打つのも山木屋の人という地産地消で、山木屋のつながりが創造されたのである。

(2) 次世代が育てるイチゴ

農業とは何か。山木屋の人には、それぞれに一家言ある。KHさんは、「試行錯誤して楽しみながらものをつくるのが農業」という⁽²³⁾。震災前の山木屋は葉タバコと酪農で栄えており、「そこそこ豊かな土地」であった。後継者も育てていた。互いに良いものをつくるために競いながら、協力しあう地域だった。

「農業は一回休むと気力も体力もなくなってしまう」と語るKHさんは、原発事故後も、避難先で小菊栽培をしていた。農業は続けることで気力が湧いてくる。山木屋に完全に戻って自分の田畑で作物をつくりたいと思った。KHさんの山木屋の田んぼは除染モデル地区になり、表土を剥ぎ取り、かわりに山土を入れる除染が行われた。だが、「地ごみ（地力）」があれば冷害に強いと、牛肥を入れて、深くまで土をつくり込んでいた田んぼである。多少は地ごみが残っていて、いい米がとれた。「前に進むしかない」と山木屋での農業に打ち込んだ。

KHさんは、モチ米や黒米、かおり米なども栽培している。「語らい処やまこや」では、農作業の合間の「こじはん（小昼飯）」で食べていた「おはぎ」を出しているが、使われているモチ米の生産者はKHさんである。

農業には、自分で種を蒔いて、収穫して、みんなで食べる楽しみがあります。努力して自分の田畑でいい作物ができれば嬉しいし、楽しい。お金のため、生活のための農業でなくて、いいものをつくって食べて喜ぶのが農業なんです。食べる場所がないと農業は広がっていかない。

震災後のKHさんの姿に触発されて、娘夫婦が山木屋に移住し、ハウスでアンズリウムやイチゴ栽培を始めた。観光農園「スマイル・ファーム」である。山木屋で観光農園を始めた若い夫婦はメディアにも取り上げられ、山木屋に帰還した人も、山木屋に通い続ける人も、「とんやの郷」で山

(23) 2022年3月22日ヒアリング、KHさん。

木屋のイチゴが買える、観光農園に若い人が訪れるようになって活気が出てきた、かつての「山木屋の子ども」が帰ってきたと、次世代の就農を喜んだ。たった一軒であっても、山木屋の心意気が若い世代に伝わり、山木屋の地で新たな挑戦をしていくことの意味は大きかった。

(3) 風土を引き継ぐブドウ

山木屋ではブドウ栽培を手掛ける人が何人かいる。

生産者の TS さんにとってのブドウは、祖父が家族を喜ばせようと、山ブドウを改良していた思い出から始まる⁽²⁴⁾。父の代にブドウの木は切られたが、「山木屋でブドウは育つ」と食品加工会社勤めの時にもらったブドウの木を新たに栽培し始めた。原発事故で避難している間も、「ブドウもかわいそう」と、休日には山木屋に手入れに通った。ハウスでつくるブドウは、シャインマスカットをはじめとする数種類の高級ブドウである。味にも形にも優れたブドウは、出荷しても、すぐに売り切れるほど好評で、TS さんは「山木屋産です」と胸を張る。

他方、「これは山木屋のブドウでつくったジュースです」と、「語らい処やまこや」の KK さんが「美葡萄」というブドウジュースを振る舞ってくれたのは 2023 年の夏だった。生産者の SH さん夫婦は、もともとタバコ農家だったが、原発事故後に作付が困難になったため、山ブドウへの作付け転換をはかり、自宅脇に加工施設をつくってジュースを 6 次商品化した⁽²⁵⁾。

生産者は創意工夫しながら風土に適した作物の生産方法を探り、「博打」のような補助ではなく、「身の丈の挑戦」を続けてきた。それが結果として山木屋を活気づけることにつながっていた。

(4) 山木屋へのこだわり

「語らい処やまこや」の KK さんは、避難指示解除が決まったときに、「山木屋という地から全国を相手に挑戦していくことに意味がある、他の地で発展しても意味がないというプライドがあります」と述べていた（川俣町役場総務課文書広報係 2016：3）。山木屋で生きるプライドは、山木屋在来種のソバを通したつながりの再生・強化につながっている。

表土を剥ぎ取られた農地で KH さんが実践するのは「食べて喜ぶ農業」であった。山木屋が深く強く築いてきた「ふるさと」の力は、原発事故で剥ぎ取られてなお「地ごみ」として残っていて、イチゴを育てる次世代のように将来につながるのだという希望を表現していた。

TS さんや SH さんのブドウは、原発事故後の厳しい環境にあっても、寒冷高地の風土条件を「風土の利」にする「身の丈の挑戦」が、人を喜ばせる作物や商品を生み、地域を元気づけるのだということを見せてくれる。

いずれも目指すところは、旧避難指示区域という条件不利地に適合的で他律的な復興ではなく、山木屋の風土に適合的で、笑顔をもたらすようなクリエイティブな現在と将来である。

(24) 2023 年 9 月電話でのヒアリング、2024 年 6 月 27 日ヒアリング、TS さん。

(25) 2024 年 6 月 28 日ヒアリング、SH さん。

おわりに——抗いの軸としてのセルフガバナンス

原発事故避難は、山木屋の人々が生活のなかで営々とつくりあげてきたかかわり、つながり、持続性や永続性を剥奪してきた。それに対する抗いのひとつが、「ふるさと剥奪」被害とその加害責任を問う山木屋訴訟であった。

山木屋訴訟仙台高裁判決が、避難指示が解除されてもなお「ふるさと剥奪」が続いていると判示したことは、山木屋の「復興」の在り方を転換する可能性を持っている。川俣町は、2016年の避難指示解除の決定に際し、国（原子力災害対策現地本部長）・県（知事）との間で「川俣町の復興・再生に向けての確認書」を締結している。そこでは、①川俣町の復興・再生に向けて国が責任ある取り組みをすること、②国、町、県が協議の場を設けて取り組みを検証・反映させていくことが確認されている。現在進行形で続く「ふるさと剥奪」被害が判決で認容されたことは、この確認書に新しい意味を付与するだろう。

本稿は、従来型の上から降ってくる復興事業ではなく、喜び、楽しむ農業の営みから「生の復興」を遂げようとしている人々の姿を、ソバ、イチゴ、ブドウを通して見てきた。それは、集落の自治や「身の丈の復興」のようなセルフガバナンスを軸にしていた。クリエイターである農業者が作り出すモノやコトのなかに、山木屋らしい再生の在り方が生まれているならば、セルフガバナンス領域を広げることが、地域生活、地域自治、地域経済を活性化するために有効だろう。

ハードの復興や、外部から人を連れてきて一時的な賑わいをつくるようなイベントに対して、山木屋の人々はどこか冷めていた。従来の意味での「復興」に懐疑的な人も多い。復興関連予算は使いにくく、地域や自治体の意向は反映されにくい。ハコモノの復興事業は、不採算事業が当初から予期されていても、最終的には自治体の責任とされて自治体予算を圧迫してしまう⁽²⁶⁾。

いまなお、山木屋には、新たな復興事業が持ち上がる。風力発電や太陽光発電などのエネルギー関連の計画も目立つ。「山の辺」には、さりげなく、無理なく、自然に、「日本人の棲息地景観の典型ともいえる景観」が生み出されてきた（樋口1993：153）。だが、田畑を「山に返すのもやむなし」と諦めたうえに、帰還の動機でもあった「山をながめて暮らす」ことさえ、奪われてしまうかもしれない。風力発電計画に対して、景観の悪化を理由に、行政区からは、「ようやく戻ってきた住民が再びエネルギー資源に振り回されることがあってはならない」と⁽²⁷⁾、反対の声があがった。

これまでの復興事業の方向性を転換し、セルフガバナンスを軸にした地域づくりを進めていくには、互いにかかわり、ともに笑顔になり、山木屋らしいクリエイティブな自治力を育む方向へ舵を

(26) 「とんやの郷」は、オープニングの段階で、「住民らは利便性の高まりを歓迎する一方、帰還が進まない中で今後の施設維持を不安視する声」が漏れていた（毎日新聞2017年7月2日）。朝日新聞は「復興商業施設 険しい道」（2019年8月11日）という記事で、行政の支援で成り立つ「公設民営」の復興商業施設は、経営の自立が求められる段階になったと記した。「業者任せにしたり、最後は国が助けてくれると考えたりするのは無責任」との識者コメントが添えられたが、最大の問題は事業計画段階で国が自治体や住民の声に耳を傾けず、はじめから維持管理の困難が予測されていた施設を建設せざるを得なかったことにある。

(27) 毎日新聞、2021年3月5日。

きることが必要だろう。自分たちで使途に知恵を絞る復興基金の設立などはその一例である⁽²⁸⁾。

(せき・れいこ 立教大学社会学部教授)

付記：本論文は科研費基盤研究（C）22K01889の成果である。

【参考文献】

- 梅宮茂(1976)「編者のことば」山木屋小学校創立百年祭記念誌編集委員会『山木屋——教育百年と歴史』山小屋小学校創立百年祭実行委員会
- 大島堅一(2024)「最高裁判決と『原発回帰』政策」吉村良一・寺西俊一・関礼子編『ノーモア原発公害——最高裁判決と国の責任を問う』旬報社
- 川俣町役場総務課消防交通係(2014)『川俣町災害記録誌——東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故災害』
- 川俣町役場総務課文書広報係(2016)『広報かわまた』707
- 末弘厳太郎著, 川島武宜編(1988)『嘘の効用(上)』富山房
- 関礼子(2013)「強制された避難と『生活(life)の復興』」『環境社会学研究』19号:45-60頁
- (2015)「強制された避難・強要される帰還——『構造災』からの離脱と生活(ライフ)の復興」関礼子編『“生きる”時間のパラダイム——被災地から描く原発事故後の世界』日本評論社
- (2018a)「共感の当事者性・生成する主体の当事者性・方法としての当事者性」『民博通信』163号:22-23頁
- (2018b)「原発事故避難をめぐる“復興”と“再生”の時間」関礼子編『被災と避難の社会学』東信堂
- (2019)「土地に根ざして生きる権利——津島原発訴訟と『ふるさと喪失/剥奪』被害」『環境と公害』48巻3号:45-50頁
- (2023)「福島原発事故からの『復興』とは何か——復興神話とショック・ドクトリンを超えて」関礼子・原口弥生編『福島原発事故は人びとに何をもたらしたのか』新泉社
- 高木竜輔(2023)「避難者を受け入れた被災地域の葛藤」関礼子・原口弥生編『福島原発事故は人びとに何をもたらしたのか』新泉社
- 高橋若菜(2022)「まえがき」高橋若菜編『奪われたくらし——原発被害の検証と共感共苦』日本経済評論社
- 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(2012)『国会事故調 報告書』徳間書店
- 鳥越皓之(1997)『環境社会学の理論と実践——生活環境主義の立場から』有斐閣
- 原口弥生(2023)『「生活再建」の複雑性と埋もれる被害』関礼子・原口弥生編『福島原発事故は人びとに何をもたらしたのか』新泉社
- 樋口忠彦(1993)『日本の景観』筑摩書房
- 藤川賢(2023)「福島原発事故がもたらした分断とは何か」関礼子・原口弥生編『福島原発事故は人びとに何をもたらしたのか』新泉社
- 柳田國男(1990)「先祖の話」『柳田國男全集13』筑摩書房
- 山木屋小学校創立百年祭記念誌編集委員会(1976)『山木屋——教育百年と歴史』山小屋小学校創立百年祭実行委員会
- 山木屋地区自治会(2023)『はやぶさ』136

(28) 2024年6月に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」は、大規模災害や感染症などの際に国から地方自治体への指示を可能にするものであるが、緊急時に自治体権限が縮減され、地域にみあった災害対応が困難になることが懸念される。